

居宅介護支援

集団指導

【運営指導において指摘の多い事項等について】

令和 7 年 9 月 2 5 日

大村市福祉保健部

長寿介護課

給付グループ

1 運営指導において指摘の多い事項について

(1) 運営に関する基準

- ①モニタリングの実施について
- ②医療サービスを位置づける場合の主治の医師等の指示について
- ③福祉用具貸与の検討について
- ④利用者及び利用者家族の個人情報の同意について

(2) 介護報酬請求（加算・減算）に関する基準

- ①利用者及び担当者への居宅サービス計画の交付について
- ②通院時情報連携加算の算定について

2 その他の注意すべき事項

(1) 運営に関する基準

- ①重要事項のウェブサイトへの掲載について
- ②勤務表の作成について

3 電子申請・届出システムについて

4 その他

【根拠法令等】

- 大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年条例第 1 号）（以下「市条例」という。）
- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 20 号)（以下「算定基準」という。）
- 厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)（以下「大臣基準」という。）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）（以下「留意事項」という。）